

大阪市規則第81号

大阪市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市国民健康保険条例施行規則（昭和36年大阪市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」をいう。）を加える。

改正後	改正前
(徴収員証及び財産差押職員証の提示等) 第22条 保険料その他の<u>徴収金</u>（以下「<u>徴収金</u>」という。）の<u>徴収</u>を行う職員は、<u>当該徴収</u>を行う場合においては、<u>第1号様式</u>による<u>徴収員証</u>を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 <u>2 徴収金の滞納処分に係る財産差押えを行う職員は、当該財産差押えを行う場合においては、第2号様式による財産差押職員証を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</u> <u>第1号様式</u>（第22条関係） [様式 別紙1 挿入] <u>第2号様式</u>（第22条関係） [様式 別紙3 挿入] [備考 略]	(財産差押職員証の提示) 第22条 保険料その他の<u>徴収金の滞納処分に係る財産差押え</u>を行う職員は、<u>当該財産差押え</u>を行う場合においては、<u>別記様式</u>による<u>財産差押職員証</u>を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 [新設] [新設] <u>別記様式</u> [様式 別紙2 挿入] [備考 同左]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。

(表)

第	号
国民健康保険徴収員証	
所属	大阪市
写真	氏名
年 月 日生	
年 月 日発行	
大阪市長	
印	

(裏)

注 意
1 本証は、国民健康保険の保険料その他の徴収金を徴収する場合に、必ず関係人に提示しなければならない。
2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 本証を紛失したときは、直ちに取扱責任者に届け出ること
4 退職その他の事由により本証が不要となったときは、直ちに取扱責任者に返納すること
5 本証の有効期間は、発行の日から1年とする。

- 備考 1 用紙の紙質は白洋厚紙とし、寸法は縦6センチメートル、横8.5センチメートルとする。
- 2 市章は黄色とし、文字は黒色とする。
- 3 写真には右側上部に主管課長の印をもつて割印をする。

[別記様式 別紙 2]

国民健康保険の保険料その他の徴収金の滞納処分に係る
財産差押職員証
(表)

第	号	
所 属	大 阪 市	
氏 名		
	年 月 日生	
	年 月 日 発行	
大阪市長		

(裏)

注	意
1 本証は、国民健康保険の保険料その他の徴収金に係る財産差押を行う場合に、必ず関係人に提示しなければならない。	
2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
3 本証を紛失したときは、直ちに取扱責任者に届け出ること	
4 退職その他の事由により本証が不用となつたときは、直ちに取扱責任者に返納すること	
5 本証の有効期間は、発行の日から 1 年とする。	

[第2号様式 別紙3]



第 号

財 産 差 押 職 員 証

所 属 大 阪 市

氏 名

年 月 日生

年 月 日 発行

大阪市長

(裏)

注 意

- 1 本証は、国民健康保険の保険料その他の徴収金に係る財産差押を行う場合に、必ず関係人に提示しなければならない。
- 2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 本証を紛失したときは、直ちに取扱責任者に届け出ること
- 4 退職その他の事由により本証が不用となつたときは、直ちに取扱責任者に返納すること
- 5 本証の有効期間は、発行の日から1年とする。